

第2回東大阪市上下水道事業経営審議会 議事概要

◆日 時 令和7年11月18日（火）15:30～16:45

◆場 所 東大阪市上下水道局 水道庁舎2階 第1会議室

◆次 第

1 開会

2 会議の公開及び傍聴者の入場

3 議事

（案件）ひがしおおさか水道ビジョン2030 中間見直しのたたき案について

4 閉会

◆出席者

資料－1 出席者名簿 参照

◆配布資料

資料－1 出席者名簿

資料－2 ひがしおおさか水道ビジョン2030 中間見直しのたたき案について

資料－3 ビジョン見直し版本編

◆会議録

1 開会

○ 開会

これより第2回東大阪市上下水道事業経営審議会を始めます。

○ 資料確認

資料は、次第の他に

資料－1 出席者名簿

資料－2 ひがしおおさか水道ビジョン 2030 中間見直しのたたき案について

資料－3 ビジョン見直し版本編

となります。

資料につきましては、議事進行上使用いたしますので、よろしくお願ひいたします。

2 会議の公開及び傍聴者の入場

○ 傍聴者の入場

本審議会の会議につきましては、審議会規程第6条第3項に基づき原則公開することとしておりますが、本日傍聴人の受付はございませんでしたことをご報告させて頂きます。

○ 会議の公開について

本審議会につきましては、議事録作成のため、録音させていただき、また、作成した議事録は皆さまにご確認いただいた後、個人名を伏せた状態で市ウェブサイトに公開させていただきます。

上下水道事業管理者あいさつ

東大阪市上下水道事業管理者の江原でございます。

本日はお忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の配付資料につきましては、事前にご説明しました内容から一部修正しております。

具体的には、管理指標（KPI）のうち、「鉛製給水管率」、「管路の耐震管率」、「基幹管路の耐震適合率」、そして「重要給水施設配水管路の耐震適合率」、この4つの指標に関する令和12年度の最終目標の設定方法の考え方です。

これらの指標に加え、前回の審議会から引き続き検討中の「小規模貯水槽水道点検率」については、根拠資料の精査が必要であることから、改めて次回の審議会で報告

させていただきたいと考えております。

引き続き、水道ビジョン見直しに向けて検討を進めて参ります。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

3 議事

(案件) ひがしおおさか水道ビジョン 2030 中間見直しのたたき案について

(庶務より、**資料－2**「ひがしおおさか水道ビジョン 2030 中間見直しのたたき案について」の内容について説明)

○ 質疑応答

【委員】

(資料2) 29頁の「小規模貯水槽水道点検率」について、最終目標に対する現状が非常に乖離しています。この施策を進めていくうえで、一定の方向性等が出ているようであれば、お聞きしたいです。

【理事者】

小規模貯水槽水道の点検の取組について、点検の実施については継続していくますが、市内の貯水槽は、全件で概ね4千件程度となります。当初はこれを4年で一巡する計画でしたが、様々な課題があることが分かりました。現在、調査サイクルの見直し、手法等も含めまして現在検討を進めているところですので、次回の審議会でお示しできるように考えています。

【委員】

(資料2) 4頁に書かれている施策体系では、貯水槽水道の点検は「安全・安心・安定の信頼される水道」の中の「安全な水道水質の維持・向上」のカテゴリーに入っています。その辺をよく斟酌し、例えばリスクの高いものを優先的に進めることを加味したうえで設定すれば良いかと思います。

また、KPIを提示するにあたり、単純に東大阪市の指標として出ていますが、例えば大阪府内の事業体全体の中で何番目なのか、あるいは全国の同規模事業体と比べてどの程度の位置にいるのかという見せ方をした方が、市民には分かりやすいと思います。そうすると、東大阪市の強み、弱みが何なのかが明らかになりますので、そのような見せ方の工夫をすれば良いと思います。

【理事者】

KPIの見せ方につきましては、大阪府内の比較、類似都市の比較は前回の審議会でも提

示しましたが、引き続き比較することで、本市の位置を見る化していきたいと思います。

【委員】

(資料2) 13頁は水走配水場について「本市配水量の約50%を占める最大かつ最重要の急所施設」と書かれています。今後、菱屋西配水場等が廃止されると、水走配水場が占める配水量の割合は、50%より大きくなるのですか?

【理事者】

新しい水走配水場の統合配水池の容量については、市全体の水需要減少に伴い減少する方向ですが、具体的な容量については現在検討中です。水走配水場が占める配水量の割合についても、現在検討中です。

【委員】

(資料2) 8頁に記載されている、水質モニターとはどのようなものですか。

また、小規模貯水槽の件数が4千件ほどあるということですが、これらが設置されているマンションやアパートの居住者に色々と話を聞く機会がありましたが、水道への関心がとても低いと思いました。

8月9月は水道料金の基本料金を免除されたと聞いていますが、マンションの場合、一括して家主が支払っているため、基本料金が免除されていることが居住者には伝わっていませんでした。そのため、基本料金免除を知らない方が多かったようです。

それから、(2か月の場合) 14m³までは従量料金を支払っていない形となっていて、でも使った分は従量料金を払った方がいいという方もいて、現行の料金体系に納得していない人もいます。

また、良いご意見も頂きまして、メンテナンス費用は水道利用者全員で負担すべきで、使用量に応じた料金徴収に見直すのが望ましいとの意見でした。

全国的に水道料金の計算は同様でしょうか。もしそうなら、東大阪市だけでもメンテナンス費用と使用水量に応じて料金を分け、利用者が分かりやすい形にした方が良いと思います。この2点について質問させていただきます。

【理事者】

まず、集合住宅の水道料金の扱いは2通りございます。

一つは、各戸ごとにメーターがある場合で、各世帯に対して個別に料金が課されています。今回7月と8月、或いは8月と9月の2か月間、基本料金を物価高騰対策で減額したということは、各戸にお配りしている、「水量のお知らせ」に基本料金を免除していますというコメントを入れて、その分は基本料金を減額しております。

もう一つは、集合住宅そのものにメーターがあって、それぞれ各居住者には子メーターとなっている場合は、我々はその集合住宅の所有者から水道料金をいただいております。

各戸への配分や免除の扱いは所有者側の責任であり、市としては把握できていません。

もう1点でございますが、基本料金と従量料金のことを少しおっしゃっておられると思いますけれども、これは昨年の料金改定時の審議の中で冒頭に申し上げましたが、現在、東大阪市の料金は基本料金というものがあって、そこから使用水量に応じて、料金が変わっていく従量制をとっております。

現在の料金体系の主流というのは、メーターまで入れている給水装置の口径に応じて、基本料金を決めて、そこから使用水量に応じた、料金体系を設定していく口径別というものでございます。

本市も前回、前々回の水道料金の改定にかかる答申では、そういった口径別の料金体系に（現行の用途別から）変えていくということを目指すというような答申もいただいておりまして、我々もその方に向けて、今後の料金を変えていくにあたって、調整をしていく趣旨には変わりはございません。

ただ、昨年の料金改定の折には、23年間料金改定がなく、変更内容が市民に分かりづらいとの指摘もあり、昨年の改定では既存体系内で必要額を調整する形をとりました。

したがって、今回ご指摘の点は今後の課題として認識し、解決に取り組んでまいります。

【委員】

例えば私の住む地域では使用水量が分かれれば料金も把握できます。住民には昼間不在で使用水量が少ない方も多く、同じ料金が課されるのは不公平だという意見を家主に伝えましたが、家主も免除の事実を知らず、結果として周知不十分であると感じています。この点は中途半端だと思います。

【理事者】

周知については丁寧に対応したつもりではありますが、集合住宅の管理者がそれぞれ居住者へ説明するところまでは行えていません。料金配分や請求方法は建物所有者の責任範囲であり、市が一律に指示できるものではありません。そのあたりについては確かに今、委員がおっしゃったような話はご指摘のような状況は他にもあるかもしれません。

ただ、市としては、1つ1つのメーターに対して料金や減額についてお知らせする形をとっておりますので、集合住宅の各戸まできめ細かく周知することは難しいのが実情です。

【副会長】

1点確認したいのですが、個別契約されているところには、検針票に減免された月は

(減免の旨を) 印字したものを個別に投函しているのですか。

【理事者】

検針票（水量のお知らせ）には、「減額させていただきます」ということは記載しています。

【副会長】

料金の方も、「今月いくらです」ということは書いていますか。

【理事者】

具体的にいくら減額になるかまでは載せていませんが、基本料金を減額する旨は載せています。

【副会長】

現在の意見の食い違いの一つは、市としては契約者には検針票（水道のお知らせ）をメーター毎に配布しているという点です。委員のご指摘は、集合住宅の入居者の中には、メーターが個別に設置されていない水道利用者の中には、減免制度にお気づきにならなかつた市民もおられるということです。しかし、個別には支払っていないが、いわゆる共益費などの名目で大家さんが水道利用料も含めて請求・管理されている場合に、水道利用料も含めた請求料金が一定のままで変更がなかつた、というご指摘ですので、市の説明の責任の範囲を議論する上で不一致が生じています。これは、民間の大家さんと個人の居住者との契約の問題であり、市としては関与できないと考えられます。

もう一つは、市の広報活動についてです。市は既に全戸配布の広報紙やインターネットSNS等、あらゆる手段を活用して（水道料金や水道事業にかかる）周知を行っています。今回の議論は、更に追加で市が市民に水道料金の改定等について理解を得るために、周知にコストをかける必要があるのかどうかという点ですが、私はこれを必要経費ではないと考えます。理由は、今回議論しているビジョンや水道料金の内容はインターネット上で公開しており、現行のビジョンも公開済みです。水道料金改定に関しても、（審議会での）議論をし尽くした結果、どれだけ上乗せして市民に負担いただくかの結論を出しました。

これらの資料を見ていただけない方に向けて追加の説明にコストをかけるとすれば、その負担を全市民に求めることになります。そのため、広報は今後も努力を続けていただくことについては審議会としても意見を出して良いと思いますが、それ以上にコストをかけても閲覧されない方や、個別の大家さんと居住者の間の問題については、ここで対応することは難しいと考えます。

【会長】

集合住宅においては、大元の契約で割引されていても、末端の居住者は普段意識していないければ、その減免があることに気づかない場合もあると思います。市としては全戸に資料を配布しているものの、紙ベースだけでは十分に伝わらない面があるのかもしれません。今後もこの点について検討をお願いしたいと思います。

(資料2) 8頁の水質モニターに関する質問に対しては、いかがでしょうか。

【理事者】

水質モニター（自動水質監視装置）は、水道法によって毎日の検査が義務付けられている項目（色度、濁度、残留塩素）を常時測定・監視する装置です。

※補足として、市内の学校等 16 か所に設置しています。

【委員】

(資料3) 8頁の項目2について、現在どこに鉛管が使用されていて、それを取り替える必要があるということは個別に周知したのですか。

【理事者】

個別周知はしていません。現在は水道本管から分岐している一次側について取り替えを優先的に行っているところです。メーターから二次側については、メーターの前後 10~20cm 程度に鉛管が使用されています。

【委員】

資料には「鉛製給水管使用者に対して早期布設替えの必要性や注意事項を周知した。」とありますが、個別には周知していないということですか。

【理事者】

(資料に記載のとおり) 給水管埋設状況調査時に、鉛製給水管使用者に対して早期布設替えの必要性や注意事項を周知しました。

鉛製給水管使用者全員に個別周知しているわけではありません。

【委員】

(資料3) 9頁の取組項目2について、周知を行っても小規模貯水槽の設置者や管理者に関心がなければ点検は行われないということになりますが、令和6年度の点検率も 2.9% というのはあまりに低いのでどうにかできないものですか。

【理事者】

本日の審議会で小規模貯水槽に関する内容を示せなかつた原因の一つとして、水道局の

義務がどこまでなのかというところがあります。

水道メーターまでが水道局側の責任であり、水道メーター以降は所有者の責任となります。当然指導や啓発は行うが、どういう指標でそれらを行うのかということを整理しないと、できたかできていないかを示すことができません。現在この件について整理中ですので、次回の審議会にて説明できるようにしたいと考えています。

【副会長】

地域で個別に活動している方がいるということはとても心強く感じます。地域における自助・共助、つまり住民同士でチェックしあうという体制は防災においてかなり広がってきています。水道における安心・安全を守るためにも地域住民による主体的な活動は重要であるため、NPO や自治会は非常に強力なパートナーとなります。

そして市民の安全を守るためには、府内においても福祉や医療、防災の担当課などと横串で連携して活動することも必要です。自助・共助の内容と合わせて長期的に検討していくだければと思います。

【会長】

(資料2) 24 頁において、給水収益に対する企業債残高の割合を一時的に 500%以下に緩和するとありますが、あくまでも一時的な対応であり長期的に緩和したまではないということが分かるように資料への記載を検討してください。

4 閉会

(庶務より、今後のスケジュールについて説明)